

事業の決定

(17) 協定書の締結等

協定書での基本的事項・役割分担等の取り決め項目について

選考後に採択事業の提案者と事業担当課が役割分担などを確認しながら協働事業協定書を作成・締結します。これは、お互いがやるべきことを文書としてまとめる事によって確認し合い、事業を効果的に実施していくための大切な手続きの一つです。

この協定書には協働事業の基本的事項や役割分担などの項目が必要です。

○協働事業における協定書では、次の取り決め項目を想定しています。

- ・事業目的の共有
- ・事業概要（事業名、事業内容、事業期間）
- ・役割分担、責任分担
- ・経費分担、支払方法（概算払・完了払）
- ・事業遂行に向けた協議
- ・成果の帰属
- ・事業報告
- ・事業評価
- ・個人情報等の取扱い
- ・公開の原則（個人情報以外）
- ・損害賠償
- ・協定書の有効期間と解除条件

協定書（参考例）

※協定書の雰囲形については、今後府内で検討し作成していく予定です。

〇〇〇事業に関する協定書

〇〇市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇〇事業の実施に関して、次のとおり協定を締結する。〔総旨〕

第1条 この協定は、〇〇〇〇事業にあたって、甲と乙が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協力を進めていくために必要な事項を定める。〔事業目的の共有〕

第2条 甲と乙が互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって本事業に取り組むことにより、することを目的とする。〔事業の概要〕

第3条 甲と乙は、〇〇〇〇を行う。なお、事業の変更が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。〔役割分担及び責任分担等〕

第4条 甲と乙は、それぞれ別紙に掲げる役割を分担し、その役割の範囲において、それぞれの責任で事業を行うものとする。〔経費分担〕

2 甲と乙は、具体的な事業の企画及び実施について、協議のうえ決定することとする。〔成果の帰属〕

3 本事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲乙協議のうえ処理するものとし、この場合において、甲と乙は、相互に誠意を持って解決のための適切な措置を講ずるものとする。〔事業の評価〕

第5条 甲と乙は、第4条の役割分担に基づき、経費を負担するものとする。〔相互の連絡調整〕

第6条 当該事業の実施を通じて新たに誕生して得られた成果については、甲と乙の双方に帰属するものとする。ただし、甲と乙の各々に既に帰属している成果は除くものとする。〔扶助修理に関する記載〕

第7条 甲と乙は、実施した事業を検証するため、該事業の評価を実施し、その結果を公表するものとする。〔扶助修理に関する記載〕

第8条 甲と乙は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議を開催して協議する。〔扶助修理に関する記載〕

別紙

◆役割及び責任分担表

（参考例：〇〇〇フォーラム）

両者の役割	〇〇〇団体の役割	〇〇市の役割 （担当課： ）
〇月1回の連絡調整会議の庶務 〇フォーラム当日の運営 〇実施報告書の作成 *****	〇広報チラシの作成 〇パンフレット（当日配布用）の作成 〇アンケート用紙の作成 〇講師との連絡・調整 *****	〇イベント会場の決定・予約 〇市報、ホームページ等での広報 *****

◆経費負担

総事業額 〇〇〇, 〇〇〇円（税込）

甲の負担額 〇〇〇, 〇〇〇円（税込）

（内訳）---

乙の負担額 〇〇〇, 〇〇〇円（税込）

（内訳）---

◆支払方法

概算払、完了払など

事業の実施

(18) 中間報告（事業中間期における振り返り）

※事業期間が複数年度にまたがる場合に必要となる検討項目です。

事業中間期において、協働状況等について振り返り、改善方針等を確認していく場を設けるか。設ける場合どのタイミングでどういった形で報告してもらうか。
--

①中間ヒアリング協議（提案者と事業担当課で協議）

事業中間期における事業の振り返りを行うため、中間報告書等をもとに提案者と事業担当課で協議する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 事業中間期における評価・改善が図れる。（事業を行う上での課題等が共有でき、解決に向けた協議を行うことで、質の高い事業展開が期待できる。） 報告会を行うよりは負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者だけでは客観的な判断が難しい場合がある。 中間報告書を作成する負担が発生する。
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> 協議をいつ行うか。 	

②中間ヒアリング報告会を行う

事業中間期における事業の振り返り報告会を行う。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 事業中間期における評価・改善が図れる（事業を行う上での課題等が共有でき、解決に向けた協議を行うことで、質の高い事業展開が期待できる。） 第三者委員等も報告会に加えた場合、客観的な視点からのアドバイスがもらえる。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案者や事業担当課の負担が大きい。（報告会での発表に関する負担が事業規模に比べ過大と感じられた場合、負担感から応募が減るおそれがある。）
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> 第三者委員も加えるか。 担当者の関わりについて 公開で行うか。 報告会をいつ行うか。 	

③中間報告は行わない

事業の進捗状況等について中間報告は行わない。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 提案者や事業担当課の負担がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の中で課題等が生じた際に場合、解決に向けての共有が図られない場合、協働による効果が期待できなくなる恐れがある。
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> 事業担当課との関わりについて（進捗確認等） 	

○他市の状況

	事業年度	中間報告・進捗報告【時期】
北広島市	人口約5万人	1年
武蔵村山市	人口約7万人	1年
津山市	人口約10万人	1年
八代市	人口約13万人	1年
伊丹市	人口約19万人	制限なし 特に定めていない（事業担当課判断）
八戸市	人口約23万人	制限なし ①中間ヒアリング協議【3月】
吳市	人口約23万人	1年
大和市	人口約23万人	制限なし ②中間ヒアリング報告会（公開）【3月】
平塚市	人口約25万人	1年
前橋市	人口約33万人	1年
柏市	人口約41万人	1年
市川市	人口約47万人	1年
相模原市	人口約72万人	制限なし ②中間ヒアリング報告会（公開）【10月】
(県内)		
岩国市	人口約13万人	1年
宇部市	人口約17万人	1年

評価・報告

(19~20) 評価・報告の手順、評価機関

どういった形で事業報告をしてもらうか。

①事業報告書

事業のプロセスや成果について報告書を提出する。

メリット	デメリット
・提案者や事業担当課の負担が少ない。	・評価の材料として書類上の情報しか得られない。 ・広く市民に情報を発信する機会にはならない。
検討事項	
・報告書を公開するか。	

・他市でこの仕組みを採用した理由

②事業報告会

事業の成果を広く県民に還元すること、行政や市民等、県民に協働について知つてもらい関心を高めることを期待しているため。

協働事業として実施した成果を市民に報告し、さらに事業の過程で得られた情報やノウハウ、評価等を蓄積、共有し、全庁的な推進体制に還元することや、広く市民に協働事業についての理解を促進する機会とするため、成果報告会での発表を行っている。

また、事業の概要、経緯、成果、問題点などをまとめた成果報告書、事業実施当事者の自己評価結果、第三者の評価委員会による評価結果を公開している。

「ふりかえり会議」という形の自己評価を行い、その結果を市民に公開している。これは、事業の中途段階において、実施における対等性・コミュニケーション・情報共有等を市民等と事業担当課がそれぞれ振り返るもので、その結果に基づき意見交換を行っている。評価の数値より、それぞれの評価結果に基づいた意見交換を重要と考えている。また、1年間の事業終了後は、「成果報告会」という形で事業成果を市民に報告している。

協働事業の広報周知と透明性の確保を目的として、振り返り確認シートの記入という自己評価を行い、その結果を市のホームページで市民に公開している。1年間の事業終了後は、「協働事業報告会」という形で事業成果を報告する公開の場を設定している。

○他市の状況

②事業報告会	
事業のプロセスや成果、評価についての報告会を行う。	
検討事項	
メリット	デメリット
・書類上だけでは不明確な部分について直接話を聞くことができる。 ・公開で実施した場合、透明性を高められるほか、制度を広く市民にPRできる。	・報告会での発表に関する負担が事業規模に比べ過大と感じられた場合、負担感から、応募が減るおそれがある。
検討事項	
・第三者委員を加えるか。 ・事業担当課の関わりについて ・公開で行うか。	

北広島市	人口約 5万人	①事業報告書、②事業報告会（公開）
武蔵村山市	人口約 7万人	①事業報告書、②事業報告会（公開）
津山市	人口約10万人	①事業報告書、②事業報告会（公開）
八代市	人口約13万人	①事業報告書
伊丹市	人口約19万人	特に定めていない
八戸市	人口約23万人	①事業報告書、②事業報告会（公開）
吳市	人口約23万人	①事業報告書、②事業報告会（公開）
大和市	人口約23万人	①事業報告書、②事業報告会（公開）
平塚市	人口約25万人	①事業報告書、②事業報告会（公開）
前橋市	人口約33万人	①事業報告書、②事業報告会（公開）
柏市	人口約41万人	①事業報告書
市川市	人口約47万人	①事業報告書
相模原市	人口約72万人	①事業報告書、②事業報告会（公開）
(県内)		
岩国市	人口約13万人	①事業報告書
宇部市	人口約17万人	①事業報告書、②事業報告会（公開）

評価の対象について

⇒ プロセス評価・成果評価どちらも採用する。

・他市でこの仕組みを採用した理由

①プロセス評価	
対等な関係、十分な協議、それぞれの役割分担など、協働事業の進め方が適切であったかを評価する。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 今後の他の事業を実施するうえで参考になるノウハウが得られる。 適正な手続きや望ましい関係での事業実施を促し、市民にとってより良い成果につながることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施当事者間の関係や利益が重視された場合、市民にとってのより良い成果を目指す意識が薄くなるおそれがある。

②成果評価	
成果目標や数値目標に対する達成度や、投入した資源に対する効率性など、事業の成果を評価する。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 客観的な指標による評価であるため、市民への説明責任を果たしやすい。 成果を重視した事業実施を促し、市民にとってより良い成果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業成果を重視しすぎ、受益者以外の利益が軽視された場合、事業を実施する側の意欲が損なわれるおそれがある。

①プロセス評価と②成果評価を採用

行政と市民等が相互の特性を活かして協力し、効果的な事業を実施するためには、互いの特性の理解と、それらが活かされる手法や手続きを採用できる対等性を確保する必要がある。そのため、特に提案制度の導入当初においては事業の計画段階から終了まで良好なパートナーシップが発揮されたかを確認するため、プロセスの適正な手続を重視した評価を行っていた。

協働事業の評価は、地域課題や市民ニーズに適切に応え、受益者や市民に対する事業成果をより大きなものにしていくことや、事業の改善につなげていくこと、協働による相乗効果が発揮されたかを検証することをねらいとして実施するものである。

このため、事業の成果に関する項目を自己評価チェックシートによって事業実施前、実施中、実施後の各段階で確認するとともに、さらに評価委員が第三者評価を行っている。

また、事業終了後には事業計画に対する実績や評価を記載した成果報告書の作成及び成果報告会の開催と、評価委員による事業実施担当者へのヒアリングを経た最終評価を公表している。

「ふりかえり会議」という形の評価を行い、その結果を市民に公開している。ここでは、実施における対等性・コミュニケーション・情報共有・受益者との関わりなどについて、それぞれ自己評価を行っている。また、1年間の事業終了時は、「成果報告会」という形での成果評価を行っている。

「協働」による取組みとしての振り返りと、「事業」としての振り返りという二面からの振り返りを行い、協働による取組みの意義と事業の成果についての確認を行うことで、当事者の意識啓発を図るとともに制度における課題の発見をしている。

なお、協働事業に限らず、市の事業はすべて事務事業評価の形で、成果目標（指標）に対する達成度について、事業評価を行っている。

誰が評価するか。（評価主体）		・他市でこの仕組みを採用した理由 ①自己評価・相互評価 協働のプロセスをふりかえるため、目的の明確化、自立性・対等性、信頼の構築、役割・責任の明確化、透明性の確保の観点から、市民等、行政がそれぞれ自己評価し、それをお互いに共有する。 相互理解の促進や対等性の確保、事業の改善、他の協働事業での参考とする目的として、自己評価チェックシートによる評価及びそれを相互に交換して協議する機会を事業の実施前（事前打合せ会議）、実施中（中間振り返り会議）、実施後（最終振り返り会議）設けている。 ふりかえり会議、成果報告会とも、自己評価として行っている。協働事業の定着がまだ弱い中、取り組んだ市民等や事業担当課がどのように感じたのか、また、受益者にはどのような成果があったのかを市民等や事業担当課の目を通じて、評価することとしている。 振り返り確認シートを用いて、市民等と事業担当課の協働に対する想いの確認と事業の改善を図ることを目的に自己評価による振り返りを実施している。																																																			
①自己評価・相互評価 事業のプロセスや成果を事業実施当事者が自ら評価する。さらに評価した結果を事業実施当事者間で共有し、相互評価をする。																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>メリット</th><th>デメリット</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・事業実施当事者間の主觀的認識のずれを可視化できる。 ・事業過程で事業実施当事者に得られた自己変容や努力の度合いなど、プロセス評価を行うために必要な情報を得やすい。</td><td>・効率性や有効性などの成果評価に必要な情報に主觀があり、過大あるいは過小な評価結果となるおそれがある。</td></tr> </tbody> </table>		メリット	デメリット	・事業実施当事者間の主觀的認識のずれを可視化できる。 ・事業過程で事業実施当事者に得られた自己変容や努力の度合いなど、プロセス評価を行うために必要な情報を得やすい。	・効率性や有効性などの成果評価に必要な情報に主觀があり、過大あるいは過小な評価結果となるおそれがある。																																																
メリット	デメリット																																																				
・事業実施当事者間の主觀的認識のずれを可視化できる。 ・事業過程で事業実施当事者に得られた自己変容や努力の度合いなど、プロセス評価を行うために必要な情報を得やすい。	・効率性や有効性などの成果評価に必要な情報に主觀があり、過大あるいは過小な評価結果となるおそれがある。																																																				
検討事項																																																					
<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価のみとするか ・評価手法 ⇒ 評価シートなど 																																																					
②第三者による評価 事業のプロセスや成果を外部の第三者が評価する。																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>メリット</th><th>デメリット</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・客観的で公正な評価により、透明性、公開性が期待できる。 ・客観的な数値等に基づく成果評価を行うのに適している。</td><td>・第三者からのヒアリングなどを行う場合、評価を受ける側が負担を感じるおそれがある。</td></tr> </tbody> </table>		メリット	デメリット	・客観的で公正な評価により、透明性、公開性が期待できる。 ・客観的な数値等に基づく成果評価を行うのに適している。	・第三者からのヒアリングなどを行う場合、評価を受ける側が負担を感じるおそれがある。																																																
メリット	デメリット																																																				
・客観的で公正な評価により、透明性、公開性が期待できる。 ・客観的な数値等に基づく成果評価を行うのに適している。	・第三者からのヒアリングなどを行う場合、評価を受ける側が負担を感じるおそれがある。																																																				
検討事項																																																					
<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員を誰に依頼するか。⇒選考委員会が評価まで行っている自治体が多い。 ・評価手法 ⇒ 報告会での講評や評価シートなど 																																																					
○他市の状況（評価主体）																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>評価主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北広島市</td><td>人口約5万人</td><td>①提案者、事業担当課 ②第三者（市民協働推進会議）</td></tr> <tr> <td>武蔵村山市</td><td>人口約7万人</td><td>①提案者、事業担当課 ②第三者（武蔵村山市市民協働推進会議）</td></tr> <tr> <td>津山市</td><td>人口約10万人</td><td>①提案者、事業担当課 ②第三者（審査委員会）</td></tr> <tr> <td>八代市</td><td>人口約13万人</td><td>評価なし</td></tr> <tr> <td>伊丹市</td><td>人口約19万人</td><td>①提案者、事業担当課</td></tr> <tr> <td>八戸市</td><td>人口約23万人</td><td>①提案者、事業担当課 ②第三者（協働のまちづくり推進委員会）</td></tr> <tr> <td>呉市</td><td>人口約23万人</td><td>①実行委員会 ②第三者（くれ協働事業提案制度選考委員会）</td></tr> <tr> <td>大和市</td><td>人口約23万人</td><td>①提案者、事業担当課 ②第三者（大和市協働推進会議）</td></tr> <tr> <td>平塚市</td><td>人口約25万人</td><td>①提案者、事業担当課 ②第三者（協働事業審査会）</td></tr> <tr> <td>前橋市</td><td>人口約33万人</td><td>①提案者、事業担当課 ②第三者（パートナーシップ事業審査委員会）</td></tr> <tr> <td>柏市</td><td>人口約41万人</td><td>①提案者、事業担当課</td></tr> <tr> <td>市川市</td><td>人口約47万人</td><td>①提案者、事業担当課</td></tr> <tr> <td>相模原市</td><td>人口約72万人</td><td>①提案者、事業担当課 ②第三者（市民協働推進審議会）</td></tr> <tr> <td colspan="2">(県内)</td><td></td></tr> <tr> <td>岩国市</td><td>人口約13万人</td><td>評価なし</td></tr> <tr> <td>宇部市</td><td>人口約17万人</td><td>①提案者 ②第三者（宇部市協働のまちづくり審議会）</td></tr> </tbody> </table>				評価主体	北広島市	人口約5万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（市民協働推進会議）	武蔵村山市	人口約7万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（武蔵村山市市民協働推進会議）	津山市	人口約10万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（審査委員会）	八代市	人口約13万人	評価なし	伊丹市	人口約19万人	①提案者、事業担当課	八戸市	人口約23万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（協働のまちづくり推進委員会）	呉市	人口約23万人	①実行委員会 ②第三者（くれ協働事業提案制度選考委員会）	大和市	人口約23万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（大和市協働推進会議）	平塚市	人口約25万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（協働事業審査会）	前橋市	人口約33万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（パートナーシップ事業審査委員会）	柏市	人口約41万人	①提案者、事業担当課	市川市	人口約47万人	①提案者、事業担当課	相模原市	人口約72万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（市民協働推進審議会）	(県内)			岩国市	人口約13万人	評価なし	宇部市	人口約17万人	①提案者 ②第三者（宇部市協働のまちづくり審議会）	
		評価主体																																																			
北広島市	人口約5万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（市民協働推進会議）																																																			
武蔵村山市	人口約7万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（武蔵村山市市民協働推進会議）																																																			
津山市	人口約10万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（審査委員会）																																																			
八代市	人口約13万人	評価なし																																																			
伊丹市	人口約19万人	①提案者、事業担当課																																																			
八戸市	人口約23万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（協働のまちづくり推進委員会）																																																			
呉市	人口約23万人	①実行委員会 ②第三者（くれ協働事業提案制度選考委員会）																																																			
大和市	人口約23万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（大和市協働推進会議）																																																			
平塚市	人口約25万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（協働事業審査会）																																																			
前橋市	人口約33万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（パートナーシップ事業審査委員会）																																																			
柏市	人口約41万人	①提案者、事業担当課																																																			
市川市	人口約47万人	①提案者、事業担当課																																																			
相模原市	人口約72万人	①提案者、事業担当課 ②第三者（市民協働推進審議会）																																																			
(県内)																																																					
岩国市	人口約13万人	評価なし																																																			
宇部市	人口約17万人	①提案者 ②第三者（宇部市協働のまちづくり審議会）																																																			

どのような評価手法を用いるか。（自己評価・相互評価・第三者評価について）

- 「評価シート」・・・事業のプロセスや成果を既定の様式（評価項目）に基づき評価する。評価ポイントをおさえた既定の様式で行うため評価がしやすく、確認する側にも分かりやすい。
評価内容を公開する場合、シートをそのまま公開用として使用できるといったメリットがある。

※シートには評価項目ごとに評価点数・評価ランクを付ける「採点式」、項目ごとに評価内容を記入する「記述式」がある。

自己評価

事業のプロセスや成果について提案者・事業担当課がそれぞれ振り返りを行う。
今後の課題や反省点・今後の展開（今後も双方で実施、行政が単独で実施、市民等が単独で実施、休止または終了）についても記入する。

- A. ⇒ 「自己評価シート」の作成（採点式）
- B. ⇒ 「自己評価シート」の作成（記述式）
- C. ⇒ 「事業報告書に評価内容を記述する」

※参考として資料2「自己評価シート」（採点式）の例をつけています。

相互評価

事業報告書・自己評価シートの結果を提案者と事業担当課で共有し、意見交換を行う。お互いの自己評価への意見・今後の課題や反省点・今後の展開（今後も双方で実施、行政が単独で実施、市民等が単独で実施、休止または終了）について双方で話し合い共有を図る。

他の自治体では相互評価を制度化していないが、事業報告会に向けての準備を行う際に情報共有を図っているところもある。

- A. ⇒ 「相互評価シート」の作成（記述式）
- B. ⇒ 「意見交換のみ（シートなし）」

※参考として資料2「相互評価シート」（記述式）の例をつけています。

第三者評価

事業報告書・自己評価シート・相互評価シートの結果、報告会でのヒアリング内容をもとに評価を行い、提案者と事業担当課に、良かった点（伸ばしてほしい点）、課題の改善や今後の事業展開に向けての助言を行う。

- A. ⇒ 「評価シート（委員用）」（採点式）の作成
- B. ⇒ 「評価シート（委員用）」（記述式）の作成
- C. ⇒ 「事業報告会での講評」

※参考として資料2「評価シート（委員用）」（採点式）の例をつけています。

○他市の状況（評価手法）

		自己評価	相互評価	第三者による評価
北広島市	人口約5万人	事業報告書へ記述		報告会終了後に評価シートで採点(4段階)
武蔵村山市	人口約7万人	自己評価シート(5段階)		報告会終了後に評価シートで採点(5段階：自己評価シートと同じ配点)
津山市	人口約10万人	自己評価シート(5段階)	意見交換	報告会で講評
八代市	人口約13万人			
伊丹市	人口約19万人	特に定めていない	意見交換	
八戸市	人口約23万人	自己評価シート(5段階)	意見交換	報告会で講評
吳市	人口約23万人	事業報告書へ記述		報告会で講評
大和市	人口約23万人	自己評価シート(5段階)	意見交換	報告会で講評
平塚市	人口約25万人	自己評価シート(5段階)	意見交換後、相互評価シート(記述式)	報告会終了後に評価シートに記述
前橋市	人口約33万人	自己評価シート(5段階)	意見交換	報告会で講評
柏市	人口約41万人	自己評価シート(記述式)	意見交換	
市川市	人口約47万人	自己評価シート(4段階)	意見交換	
相模原市	人口約72万人	自己評価シート(4段階)		報告会終了後に評価シートで採点(4段階)
(県内)				
岩国市	人口約13万人			
宇部市	人口約17万人	事業報告書へ記述		報告会で講評

・協働の基本原則（防府市参画及び協働の推進に関する意見書より）

□で囲んであるところは評価項目に反映

○評価項目

どのようなポイントを評価するか。

【事務局案】審査基準・協働の基本原則に対応した項目を事務局案として挙げています。

《自己評価項目》

【評価点（5段階）の参考基準】

「十分にできた」：5 「まあまあできた」：4 「どちらともいえない」：3
 「あまりできなかった」：2 「できなかった」：1

1.「事業の成果」に関する自己評価

No.	評価項目	評価 (5段階)	評価の理由や補足など
1	事業の目的は達成できたか。		審査基準より
2	事業スケジュールに問題はなかったか。		審査基準より
3	市民サービスの向上や事業の効果は得られたか。		審査基準より
4	事業の実施方法や手法はどうだったか。		審査基準より
5	効率的なコストで事業運営はできたか。		事業の効率化

2.「協働のプロセス・効果」に関する自己評価

No.	評価項目	評価 (5段階)	評価の理由や補足など
1	事業目的や解決すべき課題を共有しながら事業を進めることができたか。		目的共有の原則
2	お互いの役割分担は適切でそれそれが役割と責任を果たせたか。		責任の明確化と時限化の原則
3	単独で実施するより効率的・効果的に実施できたか。		相互理解・補完の原則
4	提案者の持つ特性を発揮できたか。		自主性尊重の原則
5	対等な立場で協力して事業を行えたか。		対等の原則

《相互評価》の評価項目 ⇒ 自己評価結果をもとに評価する。

《第三者評価》の評価項目 ⇒ 自己評価項目のうち、客観的に評価することのできる評価項目（「事業成果」No.1～5、「協働のプロセス・効果」No.1～4）とする。

目的共有の原則	<ul style="list-style-type: none"> 最終目的はみんなが幸せに暮らすこと 協働する担い手同士は、協働しようとする事業の意義・目的を理解し、相互に共有する
対等の原則	<ul style="list-style-type: none"> お互いは対等なパートナー 協働の担い手同士は、同じ課題解決の当事者であり、対等なパートナーであるお互いが依存したり、指示したりしない横の関係で協働を進める
相互理解・補完の原則	<ul style="list-style-type: none"> お互いの違いを認め合い、補い合おう お互いの立場や特徴、長所や短所などの違いを理解し、相手を尊重して、よりよい協働関係の構築に努める お互いの能力や資源を持ち寄り、補い合いながら協働を進める
責任の明確化と時限化の原則	<ul style="list-style-type: none"> 事業の期限を限り、責任をもって役割を果たそう 協働の担い手同士は、自立した存在として役割分担をし、各々の責任の範囲を明確にするとともに、事業の期限を限ることで目標を明確にして、責任を持って事業を進める
公開の原則	<ul style="list-style-type: none"> 説明責任を果たそう 協働事業の内容、協働相手の選定基準、選定方法などの情報が公開され、協働のプロセスをオープンにすることにより、市民と行政がそれぞれの説明責任を果たす
自主性尊重の原則	<ul style="list-style-type: none"> 自主性を尊重しよう 市民等の柔軟性や即応性、専門性などの長所を十分に活かすために、行政の下請けとせず、市民等の自主性を尊重する
自立化の原則	<ul style="list-style-type: none"> 自立した存在になろう 協働のパートナーとして、自立した独自の事業を展開できる団体等が多く育っていくことが、これから地域社会では重要であり、市からの支援を受ける場合においても、単なる依存避け、自立した存在として主体的に協働を進める
評価の原則	<ul style="list-style-type: none"> 活動の成果を評価し、次の活動に活かそう 協働事業の経過や成果、または効果などについて、協働の担い手がそれぞれ自己評価したり、その結果をお互いが共有して振り返りを行う等して、その結果を次の協働に活かす

【評価の原則】

評価の原則で最も重要なことは、評価の結果から改善策を検討し、次回の協働に反映させていくことなので、その点を踏まえた評価の仕組みを構築することが必要です。
 また、各基本原則に対応する評価項目や評価基準をどのように設定するかは、実際に協働による事業を進めていくうえで非常に重要になるので、協働の一方の担い手である市民等の意見を聞きながら策定していくことが必要です。

また、協働事業においても、費用対効果を意識し事業の効率化を図るという視点は重要です。事業の評価項目等を検討する際には、考慮に入れることができます。

実際の評価に当たっては、自己評価だけでなく相互評価を行ったり、事業によっては当事者以外の第三者の視点から評価する仕組みを検討することも必要です。

【自立化の原則】

ここで評価の対象となるのは、市民等だけではなく、市長等が市民等の自立を促す関わり方をしているかどうかも対象とすべきです。安易に資金を提供するだけのような支援ではなく、市民活動団体の育成という観点が必要です。

(21) 評価結果の公表

評価に関してどこまで公開するか。また公開手法をどうするか。(事業成果については、事業名、事業活動内容、団体名等を含め公開していく必要があると考えている。)	
---	--

①第三者委員の公開	
氏名・所属等、評価を行った第三者委員の情報を公開する。	
メリット	デメリット
・透明性が確保できる。	・提案者が評価委員に接触を図るなど、評価の公平性を損なうおそれがある。
検討事項	
・公開手法をどうするか。	

②評価シートの公開	
自己評価や相互評価等のシートを用いた評価結果を公開する。	
メリット	デメリット
・評価項目ごとに評価ポイントを確認できるので評価結果が分かりやすい。	・評価シートをそのまま公開することで、評価する際、公開に配慮し、正当な評価にならないおそれがある。
検討事項	
・公開手法をどうするか。 ・公開の範囲（自己評価、相互評価、第三者評価）	

③議事録の公開	
事業報告会の議事録を公開する。	
メリット	デメリット
・報告会で話された書類以外の情報が得られるため、他の提案者にとっても参考になる。	・活発な意見が出しにくくなるおそれがある。
検討事項	
・公開手法をどうするか。 ・公開しない場合、評価結果を別の手法で公表してはどうか⇒評価委員会の意見等	

④評価結果を公開しない	
評価結果については全く公開しない。	
メリット	デメリット
・評価の公開にかかる負担が軽減される。	・公開されないことで緊張感を失えば事業の成果を損なう可能性がある。
検討事項	
・事業成果の公開	

○他市の状況（評価の公表）

		①第三者 委員の公開	②評価シート の公開	③議事録の 公開	その他の評価結 果の公開	公開 手法
北広島市	人口約5万人	○	/	○		HP
武蔵村山市	人口約7万人	○	○	○	評価委員の意見	HP
津山市	人口約10万人	×	×	×		/
八代市	人口約13万人	/	/	/		/
伊丹市	人口約19万人	/	/	/		/
八戸市	人口約23万人	○	×	○		HP
吳市	人口約23万人	×	/	×		/
大和市	人口約23万人	○	○	×		HP
平塚市	人口約25万人	○	○	×	評価委員の意見	HP
前橋市	人口約33万人	○	×	×	提案者・事業担当課、評価委員の意見	HP
柏市	人口約41万人	/	×	/		/
市川市	人口約47万人	/	○	/		HP
相模原市	人口約72万人	×	×	×		/
(県内)						
岩国市	人口約13万人	/	/	/		/
宇部市	人口約17万人	○	/	×		HP